

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要投稿規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字秋田看護大学及び日本赤十字秋田短期大学が編集発行する「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要」(Journal of Japanese Red Cross Akita College of Nursing and Japanese Red Cross Junior College of Akita)(以下「紀要」という。)の掲載論文等の投稿および採否等に関し必要な事項を定める。

(投稿者の資格)

第2条 投稿の資格を有する者(以下「執筆者」という。)は、次の者とする。

- (1) 本学の教授、准教授、講師、助教及び助手
- (2) 本学の非常勤講師
- (3) 本学の元教員
- (4) 本学の大学院修了者
- (5) 研究推進委員会が執筆を依頼した者または投稿を認めた者

2 共著の場合、第2執筆者以降には、本学大学院生、学外者を含むことができる。

3 筆頭執筆者による投稿を原則とし、投稿は、1号につき原則1人1編とする。ただし、第2順位以降の共著者となる場合は、この限りでない。

(投稿論文の種類)

第3条 投稿論文の種類は次の未発表(印刷中及び投稿中の論文を含む。)のものとする。

(1) 総説

研究及び調査論文などを概観、展望し、総括及び解説を行ったもの

(2) 原著論文

明確で十分な新知見が認められる独創性に富んだ論文であり、研究論文としての内容を満たし、かつ形式が整っている論文

(3) 研究報告

主題に沿って行われた実験及び調査に基づき論述された論文

(4) 実践報告

主題に沿って行われた実践に基づき論述されているもの

(5) 資料

上記の分類に該当しない重要な記録

2 執筆者は、投稿論文等に前項のカテゴリーのいずれであるかを明記しなければならない。

(投稿手続き)

第4条 投稿原稿は、直接持参又は郵送とする。

- 2 投稿原稿は4部提出し、そのうち2部は氏名、所属及び謝辞等の執筆者が特定できる事項を削除して提出する。
- 3 投稿論文の採用決定後に、本文、図及び表を保存した電子データを、メール又はCD-Rで提出する。
- 4 投稿原稿は次の住所に宛てて提出する。郵送のときは「原稿在中」と朱書きし、簡易書留郵便とする。

〒010-1493 秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢17番地3

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究推進委員会 担当 図書館

電話 018-829-3070 FAX 018-829-3032

(投稿論文の採否)

第5条 投稿論文等の採否は、原則として、査読委員による査読を経て研究推進委員会が決定する。

- 2 査読委員による投稿論文の査読の結果、研究推進委員会は執筆者に対し内容の加除、訂正及び原稿の種類の変更を求めることができる。
- 3 倫理上問題があると研究推進委員会が判断した原稿は受理しない。
- 4 投稿原稿は返却しない。

(校正)

第6条 校正は3回とし、再校までは執筆者による校正とし、原則として、再校以後の文章の加筆及び訂正は認めない。

(費用)

第7条 抜き刷り（別刷り）の費用は、執筆者が負担する。

- 2 研究推進委員会が、図及び表等その他印刷に特段の費用を必要とすると判断した時には、執筆者の負担とする。

(著作権)

第8条 本誌掲載論文等の著作権は本学に帰属し、掲載後は本学の承諾なしに他誌等に再録することはない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究推進委員会が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 22 日から施行する。